



安全・安心のために



**重大な  
消防法令違反建物は  
ホームページに  
公表します。**

**「違反対象物の公表制度」**

平成30年**4月1日開始**



宜野湾市消防本部

# 違反対象物件の公表制度 平成30年4月1日開始

宜野湾市  
消防本部より  
お知らせ

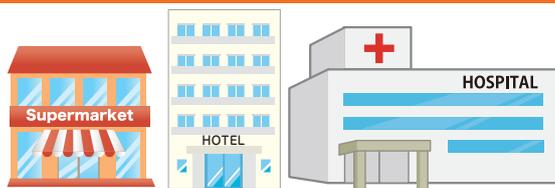


## 違反対象物の公表制度とは

違反対象物の公表制度とは、安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を宜野湾市ホームページで確認できる制度です。

## 公表の対象となる建物は

劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など、不特定多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物です。



## 公表の対象となる違反の内容は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## 公表の時期は

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から起算して14日が経過しても、その違反が認められるときです。  
(公表は違反が是正されるまでの間継続されます。)



## 公表の方法は

宜野湾市ホームページへ掲載します。



## 公表する事項

建物の名称、所在地、違反の内容です。

[防火対象物名称]  
〇〇ビル  
[所在地]  
宜野湾市〇丁目〇番〇号  
[法令違反の内容]  
自動火災報知設備の未設置

## 建物関係者の方へ

建物に以下のような変更を行う場合には、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。

- ▶ 飲食店、物販店舗、ホテル・旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- ▶ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- ▶ 窓の前に荷物や棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合

お問合せ先



宜野湾市消防本部 予防課 TEL.098-892-1850

